都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

労働基準局の所掌事務の変更及びこれに伴う通達の取扱い等について

標記の件については、平成17年9月30日付けをもって、別添1及び別添2のとおり「厚生労働省組織令の一部を改正する政令」(平成17年政令第306号)及び「厚生労働省組織規則の一部を改正する省令」(平成17年厚生労働省令第152号)が公布され、労働基準局賃金時間課の廃止、労働基準局監督課中央労働基準監察監督官の人数の変更等を行ったので通知する。

さらに、同日付けをもって、別添3のとおり労働基準局監督課中央労働基準監察監督官の人数の変更に伴い「厚生労働省の内部組織に関する訓令」(平成13年厚生労働省訓第1号)の改正(平成17年9月30日厚生労働省訓第33号)を行ったので併せて通知する。

なお、これらに伴い、本組織改正に関わる労働基準局内の課長等が従前に発出した通達 その他の文書における組織名については、別に通達するものを除き、別添4のとおり上記 政令に基づく組織名に読み替えることとするので了知されたい。

# 政令第三百六号

厚生労働省組織令の一 部を改正する政令

内閣 は、 国家 行政 組 織法 留昭 和二十三年法律第百二十号) 第七条第四項及び第五項並びに第二十一 条第四

項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。 第七条第四 項中 第一 項第十二号」を 「第一項第二号、 第十二号」に改め、 第二号」を削り、 同項第

号を次のように改める。

最低 賃 金 に関すること (労働基準監督官の行う監督に関することを除く。

第七条第四項中第三号を第四号とし、 第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

労働時間及び休息に関すること(労働基準法に規定するものに関すること及び労働基準監督官の行う

監督に関することを除く。)。

第十八条の見出し中 技術総括審 議官」 の下に 政策評価審議官」 を加え、同 条第 項中 「技術 総 括審

議官一人」 の下に 政策評価審議官一人」 を加え、 同条中第四項を第五項とし、 第三項の次に次の 項を

4 政策評価審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項の企画及

び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

「監督課

第五十九条第一項中「四課」を「三課」に、

を「監督課」に改める。

賃金時間課」

第六十二条を次のように改める。

第六十一条第二号中

「並びに賃金時間課」

を削る。

第六十二条. 削除

第七十一条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を

加える。

労働時間及び休息に関すること(労働基準法に規定するものに関すること及び労働基準監督官の行う

監督に関することを除く。)。

 $\equiv$ 労働能率の増進に関すること(勤労者生活課の所掌に属するものを除く。)。

第七十二条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の

一号を加える。

最低賃金に関すること(労働基準監督官の行う監督に関することを除く。)。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

(最低賃金審議会令の一部改正)

第二条 最低賃金審議会令 (昭和三十四年政令第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「厚生労働省労働基準局賃金時間課」を「厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課」

に改める。

改正案	現	
(労働基準局の所掌事務)	(労働基準局の所掌事務)	,
第七条 (略)		
4 勤労者生活部は、第一項第二号、第十二号、第十三号及び第十	部は、第一項第十二号、	第十三号及び第十五号に掲
五号に掲げる事務並びに同項第一号及び第十四号に掲げる事務の	げる事務並びに同項第一号、第二号及び第十四号に掲げる事務の	十四号に掲げる事務の
うち次に掲げるものをつかさどる。	うち次に掲げるものをつかさどる。	
ールと会へ。 最低賃金に関すること(労働基準監督官の行う監督に関する	一賃金体系に関すること。	
二 労働時間及び休息に関すること(労働基準法に規定するもの		
く。)。 に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関することを除っ		
三・四(略)	二・三(略)	
第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政治・行名を持つ、第十年書作・持行終持名書作・項党書作名書作りて名書作	第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、技術(糸打箸語官) 打参終打箸語官及て箸語官)	総括審議官二人、技術総括審議官一人及び
審議官一人及び審議官九人を置く。	九人を置く。	3
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)	*
4 政策評価審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関す		
に関係事務を総括整理する。 る政策の評価に関する重要事項の企画及び立案に関する事務並び		· · ·
5 (略)	41 (略)	
(労働基準局に置く課等)	(労働基準局に置く課等)	·
活部に置くもののほか、次の三課を置く。第五十九条 労働基準局に、安全衛生部、労災補償部及び勤労者生	活部に置くもののほか、次の四課を置く。第五十九条 労働基準局に、安全衛生部、労災	。 対災補償部及び勤労者生
総務課	総務課	-

監督課

労働保険徴収課

254 (略)

(監督課の所掌事務)

第六十一条 監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

一 前号に掲げるもののほか、労働契約その他の労働条件及び労 償部及び勤労者生活部の所掌に属するものを除く。)。 働者の保護に関すること(雇用均等・児童家庭局並びに労災補

三~六 (略)

第六十二条 削除

監督課

賃金時間課

労働保険徴収課

254 (略)

(監督課の所掌事務)

第六十一条 二 前号に掲げるもののほか、労働契約その他の労働条件及び労 及び勤労者生活部並びに賃金時間課の所掌に属するものを除く 働者の保護に関すること(雇用均等・児童家庭局、労災補償部 (略) 監督課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

三~六 (略)

0 / 0

(賃金時間課の所掌事務)

第六十二条 賃金時間課は、次に掲げる事務をつかさどる。

監督官の行う監督に関すること及び勤労者生活部の所掌に属す るものを除く。 賃金の支払、最低賃金その他の賃金に関すること(労働基準

督官の行う監督に関することを除く。 退職労働者の賃金に係る遅延利息に関すること(労働基準監

三 に関することを除く。 労働時間及び休息に関すること(労働基準監督官の行う監督

四 ものを除く。 労働能率の増進に関すること(勤労者生活部の所掌に属する

(企画課の所掌事務)

第七十一条 企画課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

次に掲げる事務をつかさどる。

第七十一条

企画課は、

(企画課の所掌事務)

労働時間及び休息に関すること(労働基準法に規定するもの

第七十二条 勤労者生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。 四~七 (略) 三 労働能率の増進に関すること (勤労者生活課の所掌に属する 二~六 (略) (勤労者生活課の所掌事務) ものを除く。 ことを除く。 に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関することを除 最低賃金に関すること(労働基準監督官の行う監督に関する 第七十二条 勤労者生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。(勤労者生活課の所掌事務) 二 ~ 五 一 { 五] (略) (略)

(	)
<b>角低貨金審請会</b> 今	支元重全军轰化合
(昭和三十四年或今第百万十三号)	ニーリ三女子等ゴマー
(扎)	いい

(傍
線
部
分
は改
正
部
分

都道府県労働局において、処理す生活部勤労者生活課において、地生活の底務)	改正
生する。 地方最低賃金審議会の庶務は当該 原生労働省労働基準局勤労者	案
において、処理する。 間課において、処理する。 第七条 中央最低賃金審議会の庶務は厚(庶務)	現
る。 方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局 金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金時	行

〇厚生労働省令第百五十二号(抄)

厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号)第十六条第四項から第六項まで、 第十九条第三項、第二

十二条第二項、第二十三条第二項、第二十九条第五項及び第三十条第二項並びに厚生労働省組織令 (平成十

二年政令第二百五十二号) 第百四十条第三項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、 並びに同法及び同令

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年九月三十日

を実施するため、

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則 (平成十三年厚生労働省令第一号) の一部を次のように改正する。

(略)

第三十一条第一項中「七人」を「九人」に改める。

(略)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

置く。	大労働基準監察監督官九人及び主任中央労働基準監察監督官一人を 一	第三十一条  監督課に、労働条件確保改善対策室並びに調査官一人並び  第三十一条 監督課に、	央労働基準監察監督官)	に調査官並びに中央労働基準監察監督官	第一節	第一章 本省 第一章 本省	改正案	
	単監察監督官七人及び主		及び主任中央労働基準監察監督官)	傩保改善対策室並びに調	内部部局	1	現	
	中央労働基準監察監督官七人及び主任中央労働基準監察監督官一人を置	労働条件確保改善対策室並びに調査官一人並びに		(労働条件確保改善対策室並びに調査官並びに中央労働基準監察監督官			行	

厚生労働省訓第33号

(部内一般)

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年9月30日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

厚生労働省の内部組織に関する訓令(平成13年厚生労働省訓第1号)の一部を次のように改正する。

第28条の2第1項中「7人」を「9人」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

- 「賃金時間課(長)」による通達その他の文書(以下「通達等」という。)のうち、賃金の支払その他の賃金に関すること、退職労働者の賃金に係る遅延利息に関すること並びに労働時間及び休息に関する事務のうち労働基準法に規定するものに関すること等
- → 「監督課(長)」
- 「賃金時間課(長)」による通達等のうち、労働時間及び休息に関すること(労働基準法に規定するものに関することを除く。)並びに労働能率の増進に関すること(勤労者生活課の所掌に属するものを除く。)等
- → 「勤労者生活部企画課(長)」
- 「賃金時間課(長)」による通達等のうち、最低賃金に関すること等
- → 「勤労者生活部勤労者生活課(長)」

# 各部課の所掌事務の変更等

新

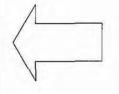
日

# < 監督課 >

- ・労働基準法の制定、改廃、解釈及び施行に関すること。・賃確法の退職労働者の賃金に係る遅延利息に関すること。

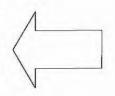
#### <勤労者生活部企画課>

- ・労働時間及び休息に関する施策の企画立案等に関すること (労働基準法に規定するものに関することを除く。)。
- ・時短促進法の制定、改廃、解釈及び施行に関すること。
- ・労働時間の短縮の促進に関すること。
- ・労働時間の短縮に係る助成金の支給事務に関するこ
- ・労働時間短縮を促進するための関係行政機関、関係団体等に対する調整及び指導に関すること。



# < 勤 労 者 生 活 部 勤 労 者 生 活 課 >

- ・最低賃金に関する施策の企画立案に関すること。
- ・最低賃金法の制定、改廃、解釈及び施行に関すること
- ・課の所掌に係る統計調査の実施・分析、及びその連絡調整に係ること。
- ・最低賃金制度の運用に関すること。
- ・最低賃金に関する専門知識についての地方局職員への 指導及び地方局相互間の調整に関すること。



# <賃金時間課>

- ・労働基準法(賃金、労働時間及び休息関係)の制定、 改廃、解釈及び施行に関すること。
- ・賃確法の退職労働者の賃金に係る遅延利息に関すること。

- ・労働時間及び休息に関する施策の企画立案等に関する
- ・時短促進法の制定、改廃、解釈及び施行に関すること。
- ・労働時間の短縮の促進に関すること。
- ・労働時間の短縮に係る助成金の支給事務に関すること。
- ・労働時間短縮を促進するための関係行政機関、関係団 体等に対する調整及び指導に関すること。
- ・最低賃金に関する施策の企画立案に関すること。
- ・最低賃金法の制定、改廃、解釈及び施行に関すること
- ・課の所掌に係る統計調査の実施・分析、及びその連絡調整に係ること。
- ・最低賃金制度の運用に関すること。
- ・最低賃金に関する専門知識についての地方局職員への 指導及び地方局相互間の調整に関すること。